

支援を担う体制づくり及び人材育成等について

1. 生活困窮者自立支援制度

(1) 自治体や中間支援組織等による支援

都道府県の役割(制度上の位置づけ等)

- 生活困窮者自立支援法においては、都道府県の役割として、郡部福祉事務所の設置者として各事業の実施主体となることのほか、主に以下の3つが定められている。
 - (1) 市等が行う生活困窮者自立支援について、必要な事業が適正・円滑に行われるよう必要な助言、情報提供その他の援助を行うこと(第4条第2項第1号)
 - (2) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業(第10条)
 - (3) 認定就労訓練事業所の認定(第16条)
- (2)については、平成30年の改正において、都道府県が行う事業として明確に位置付ける観点から努力義務化した。

1. 法律上の規定

○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条(略)

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二(略)

3~5(略)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2(略)

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2. 市町村支援として期待されている主な役割

任意事業の実施に向けた働きかけ

広域での共同実施に向けた調整等

人材養成研修等の実施

社会資源の広域的な開拓

市域を越えたネットワークづくり
(支援員向けスーパーバイズを含む)

就労訓練アドバイザーの設置

都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ(産業雇用部門、住宅部門等)を生かしたバックアップ

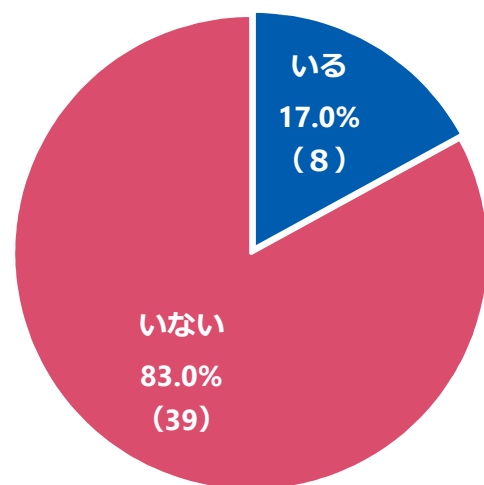
都道府県の体制

- 都道府県において管内一般市等への支援を担当する職員の配置状況について、職員数は平均2名程度であり、専任職員を配置している自治体は2割弱にとどまっている。
- 令和2年度中の体制強化については、「行政内担当課の職員数を増やした」、「基礎自治体に対する支援を新規に事業化し、民間委託した」との回答もあったが、約9割は体制強化に取り組んでいない。

従事する職員数 (n=47)

人数(全体)	1都道府県当たりの平均
106人	2.3人

専任職員の有無 (n=47)



令和2年度中の本庁の支援・体制強化 (n=47)

区分	回答数	割合
行政内担当課の職員数を増やした	1	2.1%
行政内に新たな組織を作った(職員の増を含む)	0	0.0%
基礎自治体に対する支援を新規に事業化し、民間委託した	2	4.3%
いずれも取り組んでいない	44	93.6%

都道府県による市町村支援事業

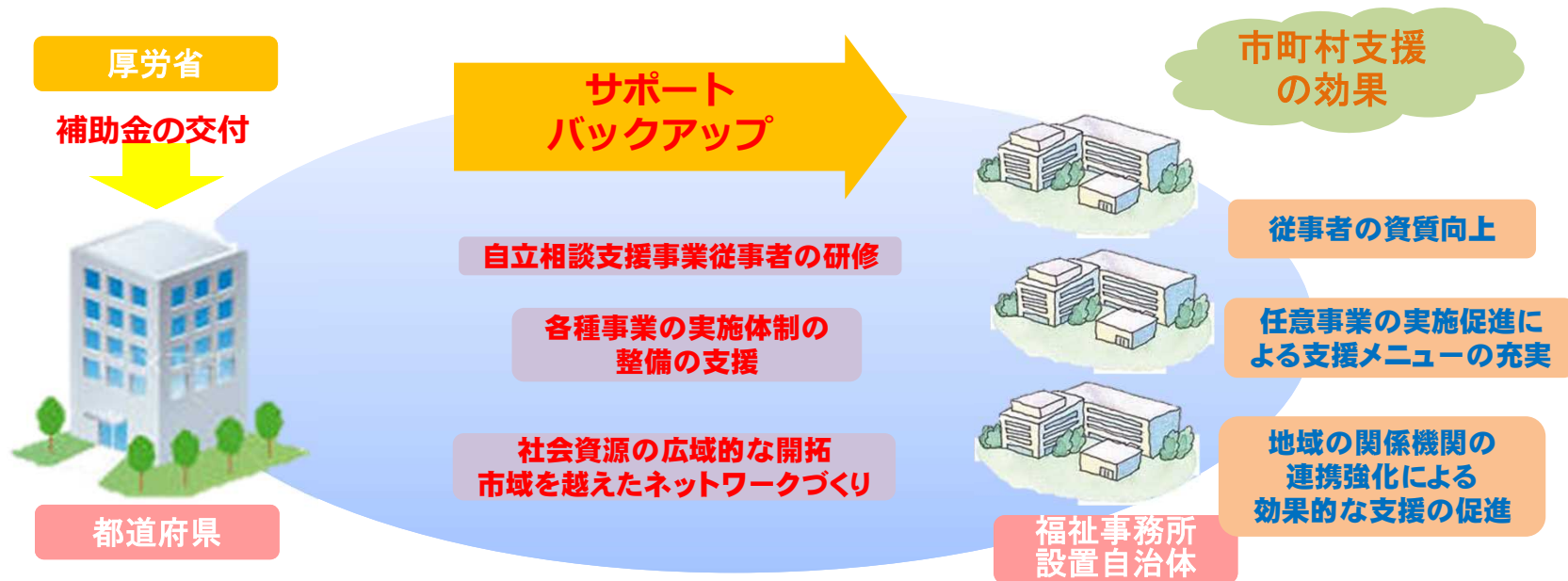
令和4年度予算 594億円の内数
補助率 国1/2

平成30年10月～

事業の概要

- 都道府県は、市町村への支援として、
 - ①市町村の支援従事者に対する人材養成研修の実施
 - ②市町村が行う各種事業への効果的・効率的な手法による実施体制整備への支援
 - ③相談員同士が、市域を超えて困難事例に関する意見交換やケース検討等を行う場の構築等の事業を行う。

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ

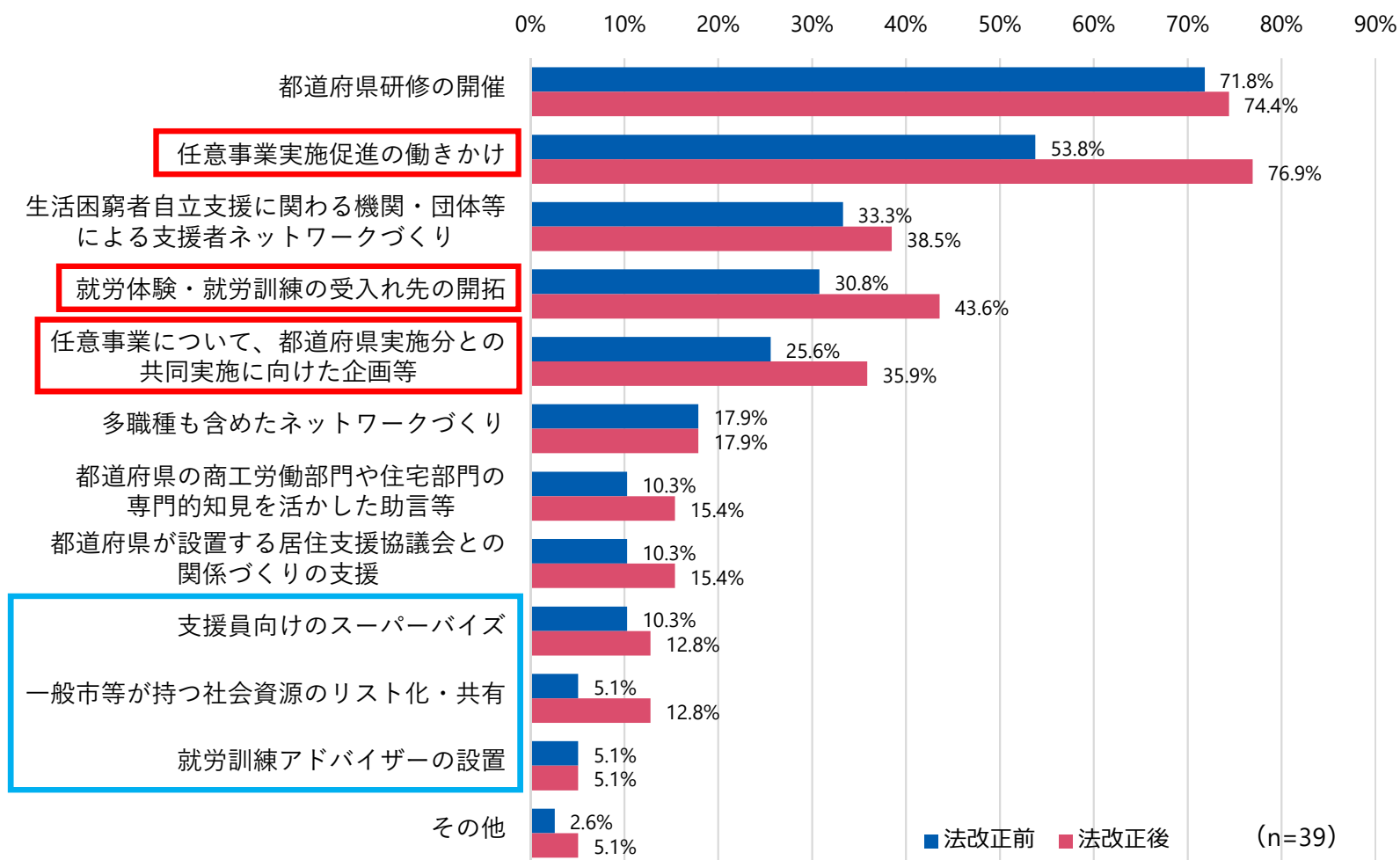


期待される効果

- 研修実施や市域を越えた相談員のネットワーク構築等により、従事者の資質向上や困難ケースに直面した際のバーンアウト対策が図られる。
- 都道府県主導による任意事業の実施促進により、各市町村で提供される支援メニューが充実。

都道府県による支援の状況

- 平成30年の生活困窮者自立支援法改正前後を比較すると、「都道府県研修の開催」は高い実施率を維持しているほか、「任意事業実施促進の働きかけ」や「就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓」、「任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等」については実施率が大きく上昇した。
- 一方、「支援員向けスーパーバイズ」や「就労訓練アドバイザーの設置」といった技術的な支援や、「一般市等が持つ社会資源のリスト化・共有」は低調となっている。



自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められる、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。**

対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等
- ※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。**
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

■ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)

- 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
- 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
- また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。

■ 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)

- 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
- 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

自治体コンサルティング事業の実績

実施テーマ

○ 就労準備支援事業・家計改善支援事業未実施自治体に対する事業実施に向けたノウハウ伝達のための支援を中心としつつ、毎年度自治体のニーズも踏まえて決定している。令和3年度においては、以下のテーマで募集を実施した。

- ① 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施のための支援、② 庁内連携及び委託先関連機関の連携等の課題解決のための支援

利用自治体数（令和元年度～3年度）

対象事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
自立相談支援事業	9 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)
就労準備支援事業	18 (11)	23 (13)	21 (14)	62 (38)
家計改善支援事業	18 (14)	17 (12)	11 (7)	46 (33)
一時生活支援事業	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
子どもの学習・生活支援事業	4 (2)	0 (0)	3 (1)	7 (3)
連携（法定事業間、庁内外、困窮制度と他の支援等）	0 (0)	0 (0)	12 (0)	12 (0)
合計（延べ数）	54 (29)	40 (25)	47 (22)	141 (76)
合計（実数）	30	34	39	103

※ 1つの自治体が複数の事業についてコンサルティングを実施する場合もある。括弧内は事業未実施の自治体数。

参加自治体の声

- 就労準備支援事業の実施に向けて、事業イメージを持つことができた。自治体コンサルを通して学んだ好事例や支援ツール等の知識を活かして財政部局に費用対効果等を具体的に説明することができ、次年度より事業実施が決定した。
- 就労準備支援事業の多様なメニューづくりと地域の社会資源の活用について知ることが出来たので、重層的支援体制整備事業や他の事業との連携を推進していきたい。
- 事業立ち上げ後についても、自治体コンサル等による継続的な支援があるとよい。

生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割の整理（イメージ）

- 生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割については、平成28年の論点整理検討会において、主に基礎自治体が行う支援に伴走するという視点の位置づけが必要との論点提示がなされ、都道府県においては、任意事業の実施に向けた働きかけや広域での共同実施に向けた調整などに取り組んでいるところ。
- こうした中、行政と支援者とのネットワークづくりはもとより、各地で支援者同士のネットワーク構築も進んでおり、行政だけでは対応できないきめ細やかな支援を提供しているケースも見られる。

【現行の整理】都道府県の役割 （具体的な取組として期待しているもの）

- 任意事業の実施に向けた働きかけ
- 広域での共同実施に向けた調整
- 人材養成研修の実施
- 社会資源の広域的な開拓
- 市域を越えたネットワークづくり（支援員向けスーパーバイズを含む）
- 就労訓練アドバイザーの設置
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ（産業雇用部門のノウハウや都道府県単位の各種団体のネットワークづくり）

①行政が取り組みやすいと考えられる取組 （行政が主体となって実施しやすいもの）

- 任意事業の実施に向けた働きかけ
- 広域での共同実施に向けた調整
- 人材養成研修の実施
- 就労訓練アドバイザーの設置
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ（産業雇用部門のノウハウの活用）

②行政だけで対応することが難しいと考えられる取組 （支援者団体と密に連携が必要と考えられるもの）

- 社会資源の広域的な開拓
- 市域を越えたネットワークづくり（支援員向けスーパーバイズを含む）
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ 等

支援者同士の連携等について

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、主に都道府県域で、情報共有や相談員同士のネットワークづくり、社会資源の共有等の多様な取組が進んでいる。

広域的な支援者ネットワーク（例）

- ※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
- ※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

（凡例）

- ◎：分野を特定しない支援者ネットワーク
- ：自立相談支援機関のネットワーク
- ：就労支援のネットワーク



全国の支援者ネットワーク(例)

都道府県	名称	活動圏域	活動内容					活動分野	運営主体 ※行政も活動に参加
			情報共有・ネットワーク構築	人材育成	ノウハウ支援	支援員向けスーパーバイズ	社会資源の開拓		
北海道	道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会	一部地域	○	○		○		自立	その他(※)
	続・後方支援プロジェクト	県域	○	○	○	○	○	全て	民間組織
福島県	ふくしま生活困窮者支援ねっと	県域	○					全て	民間組織
千葉県	千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク(ちこネット)	県域	○	○	○	○	○	全て	民間組織※
	印旛地域生活困窮者自立支援事業ネットワーク協議会	一部地域	○	○	○	○	○	全て	民間組織※
神奈川県	かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク	県域	○				○	全て	民間組織※
岐阜県	生活困窮者自立支援事業情報連絡会議・検討会議	県域	○		○			全て	民間組織
	一般社団法人 アルファLink	県域	○			○		全て	民間組織
滋賀県	NPO法人 しが生活支援者ネット	県域	○	○	○	○	○	全て	民間組織
阪神地域	就業支援団体連絡会	複数県	○	○	○			就労	民間組織
香川県	香川おもいやりネットワーク	県域	○		○		○	全て	民間組織
高知県	南国ネットワーク連絡会	一部地域	○					全て	民間組織
福岡県	福岡県困窮者支援ネットワークみんなネット	県域	○	○	○	○	○	全て	民間組織
大分県	大分県生活困窮者就労支援協議会	県域	○					就労	民間組織※

(※) 道央圏の市が持ち回りで開催し、道は周知等で協力。

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ・都道府県の取組として行っているものを除く。)



～生活困窮者支援の孤立を防ぐ～続・後方支援プロジェクト

○ 北海道内で生活困窮者支援者の孤立を防ぐため生活困窮者支援機関の情報交換の場を作り【Ⅰ】、孤立する生活困窮者が支援情報に用意にアクセスできる仕組みを構築【Ⅱ】、後方支援メニューを試験提供し社会資源の不足を補う【Ⅲ】、生活困窮者支援機関の後方支援を行う中間支援事業。各事業から出てきた困りごとを集約し課題を整理。北海道内の生活困窮者支援ネットワークの構築を目指す。

ネットワークづくり・ニーズ把握・人材育成・政策提言

Ⅰ 情報交換会・シンポジウムの実施

行政機関も含めた生活困窮者支援機関同士の情報交換会を行い顔の見える関係性づくりを目指す。Ⅱ・Ⅲの事業の情報提供も行い、現場の困りごとやニーズをタイムリーに拾う場の構築
日常的な情報交換の場も検討していく

<参加対象>・全道・国行政・生活困窮者支援機関・社協等

社会資源の開拓・支援情報集約・アウトリーチ・コロナで孤立する相談者支援

Ⅱ 情報集約・情報提供体制の構築

「北海道支援情報ナビ」の開発(LINEBOT活用)



LINEの自動応答機能を使い、生活・仕事・家計・家族関係などの困りごとに対して、北海道内の支援団体、相談窓口の情報を自動的に案内するナビゲーションツールの開発・行政のオープンデータとも連携していく。

Ⅲ 後方支援メニューの試験実施・ノウハウ提供

- ① 「北海道NPOのデジタル化相談事業」
- ② 「SNS相談窓口の開設支援」
- ③ 「シェルター広域連携推進事業」
- ④ 「心のSOSカウンセリング事業」
- ⑤ 「オンライン就労準備支援事業」
- ⑥ 「地域ジョブコーチ育成プログラム」
- ⑦ 「フードバンク窓口連携支援事業」

・社会資源の開拓支援
・ノウハウ提供・人材育成
・アウトリーチ機能

ニーズ把握・ノウハウ提供・社会資源の開拓・支援機能の強化

コロナで孤立する相談者支援
・支援機能の強化

コロナで孤立する相談者支援
ノウハウ提供・社会資源の提供

ニーズ把握人材育成・ノウハウ提供

仕組み・社会資源・ノウハウの提供・支援機能の強化・アウトリーチ

Ⅳ 連携・後方支援の効果検証・実態調査

- ① Ⅰ参加者へのヒアリング ② Ⅱの情報収集 ③ Ⅲの効果検証

ネットワークづくり・政策提言

北海道生活困窮者ネットワークの在り方に関する検討委員会

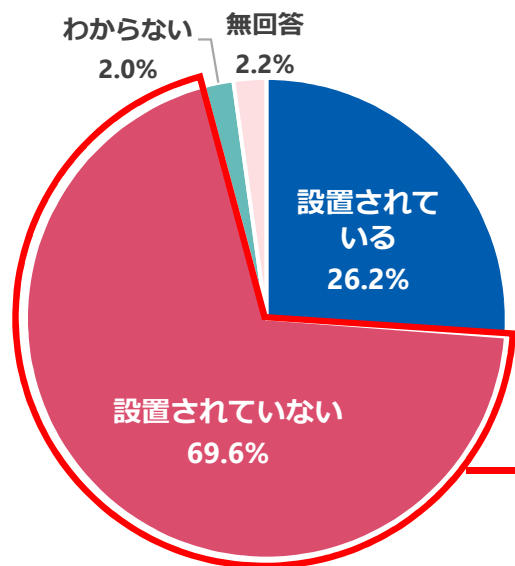
課題：ネットワークづくりには時間がかかり単年度事業では出来ることに限界がある・国や都道府県等行政機関と連携しながら民間の立場から中間支援を行う事が重要・人材育成や情報交換の機会提供などの要望が多く集まっている。ニーズに対する支援者支援には予測困難なコストが掛かる。

福祉事務所未設置町村における状況

- 都道府県が設置する自立相談支援機関については、約7割の町村において設置されておらず、そのうち「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施している（予定を含む）町村は約4割である。
- 町村における一次相談の実施上の課題としては、「困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分」など人員体制や人材に関する課題が多く挙げられた。

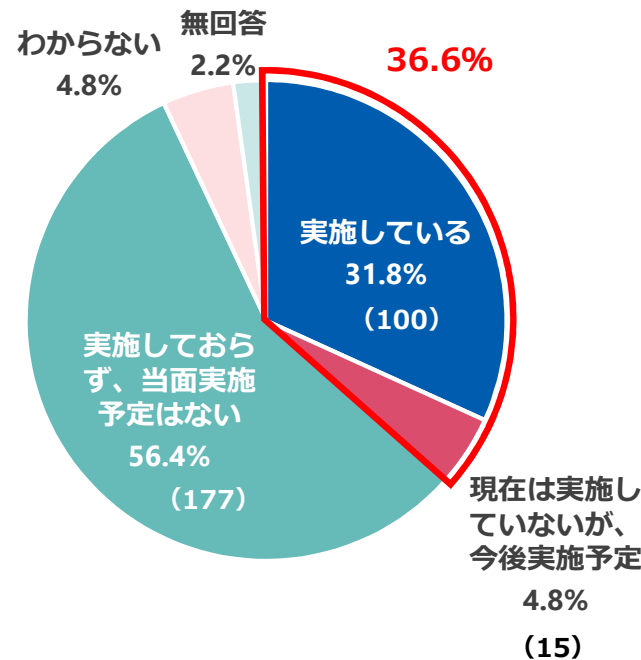
都道府県が設置する自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

(n=451)



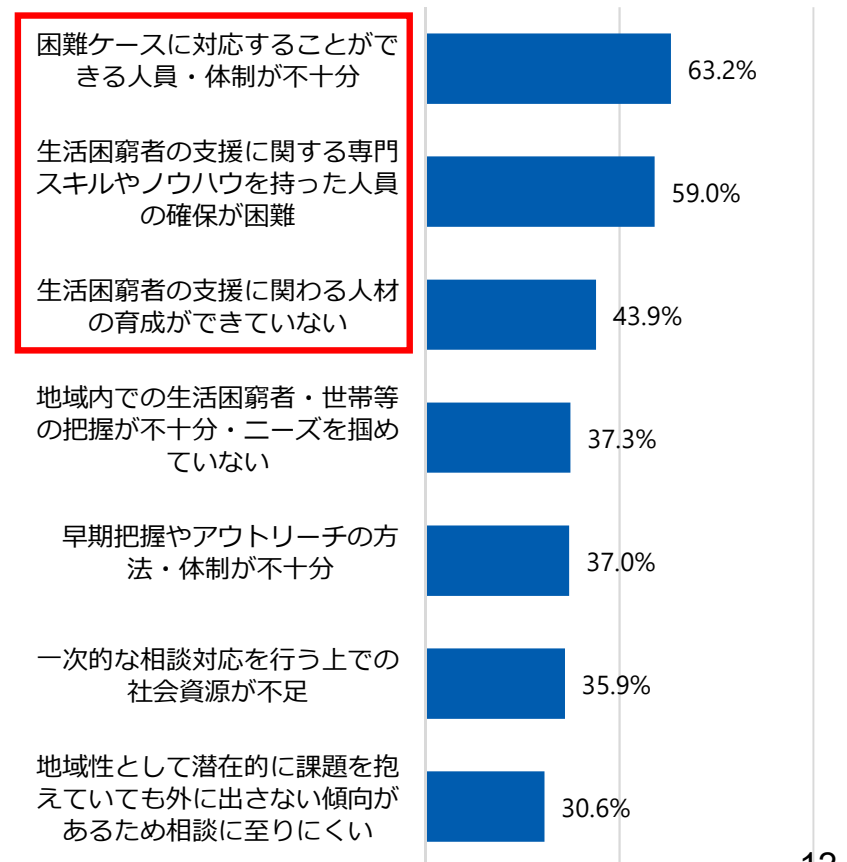
「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況

(n=314)



町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題

※ 多い順に8つの選択肢を抜粋。(n=451)



県による支援員のネットワークづくり

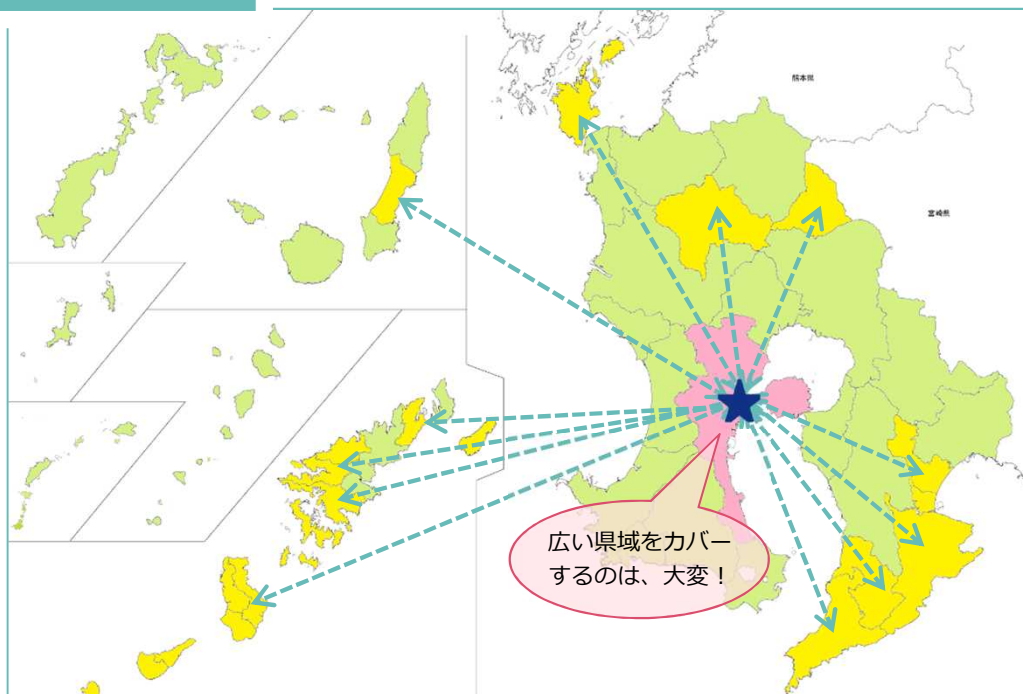
- 鹿児島県では、ICTを活用して、島嶼部を含む福祉事務所未設置町村における生活困窮者支援の支援員のネットワークづくりを行っている。

鹿児島県

ICTを活用した支援員のネットワークづくり

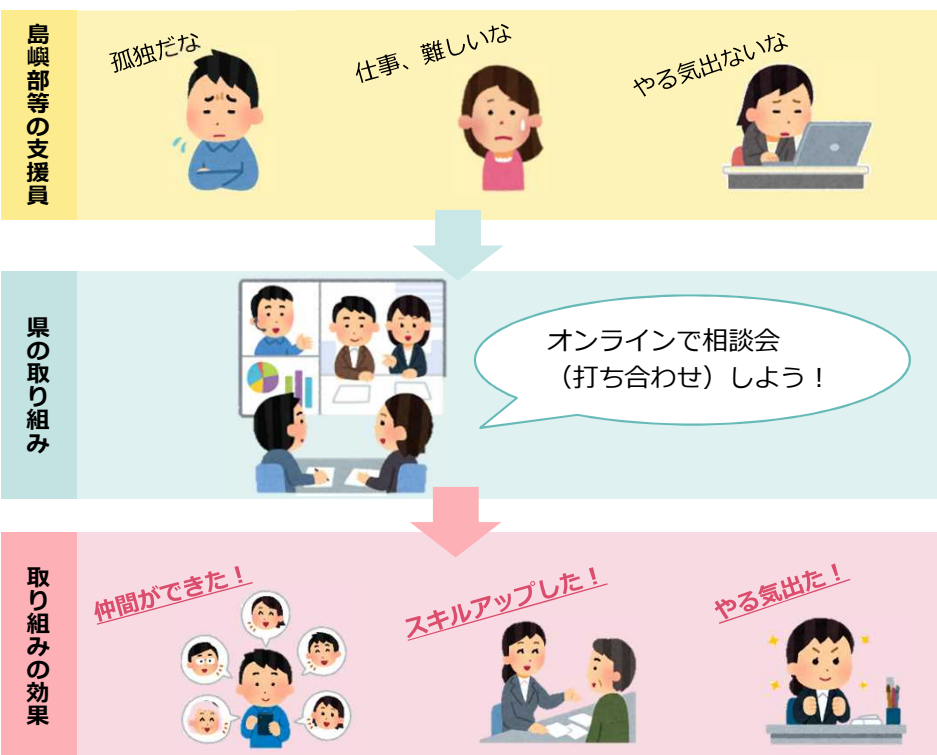
- 県では福祉事務所未設置自治体における自立相談支援機関を運営しており、島嶼部等における支援については、情報連携や社会資源の活用等に課題に感じていたところ、各相談機関にタブレット端末やPCを配備し、インターネット環境を整備することによって、支援員のネットワークづくりを実施。
- 県主導で相談従事者向けの研修をオンラインで行い、生活困窮者支援の質の確保や支援員のバーンアウト防止に努めている。

鹿児島県の地図



■ 鹿児島市（県庁所在地） ■ 福祉事務所設置自治体 ■ 福祉事務所未設置自治体

事業のイメージ



令和4年度の社会福祉推進事業

令和4年度

1	自立相談支援事業等の適切な支援体制に関する調査研究事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援事業における相談件数が増加しており、適切な人員配置の体制を確保することから、自立相談支援事業等における支援員の配置状況や業務量等を調査・分析し、適切な支援体制のあり方の調査研究を行う。
2	社会福祉協議会の生活福祉資金貸付におけるオンライン化に関する調査研究事業	生活福祉資金貸付事業における利用者の利便性の向上や実施主体である社会福祉協議会の事務負担の軽減等の観点から、オンライン申請のために必要なシステム構築に向けた調査研究を行う。
3	支援者支援の現状と今後のあり方に関する調査研究事業	<ul style="list-style-type: none">・ 個人事業主やフリーランス、外国人等、新型コロナウイルス感染症の影響で顕在化した相談者層に対する支援ノウハウや課題整理を行う。・ 生活困窮者自立支援事業の円滑な実施や、当該事業に係る相談員等への支援体制の充実を図るため、生活困窮者自立支援に関わる中間支援組織の活動に関する調査研究を行う。

(2) 人材養成研修のあり方

人材養成研修（制度上の位置づけ等）

- 生活困窮者自立支援の各事業に従事する人材の養成については、制度創設当初は国が主体となって研修を実施してきたが、平成30年改正において「都道府県による市等に対する支援事業」を創設し、職員の研修等の事業について、都道府県に対して実施の努力義務を課した。
- こうした動きを踏まえ、現行の体系では、前期研修は国、後期研修は都道府県（※）が実施することとしている。（※）ブロック別研修の受講により代替可能。

○ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄） （市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条（略）

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二（略）

3～5（略）

（都道府県の市等の職員に対する研修等事業）

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2（略）

※赤字：平成30年改正における新設条項

国研修（前期研修）の位置づけ

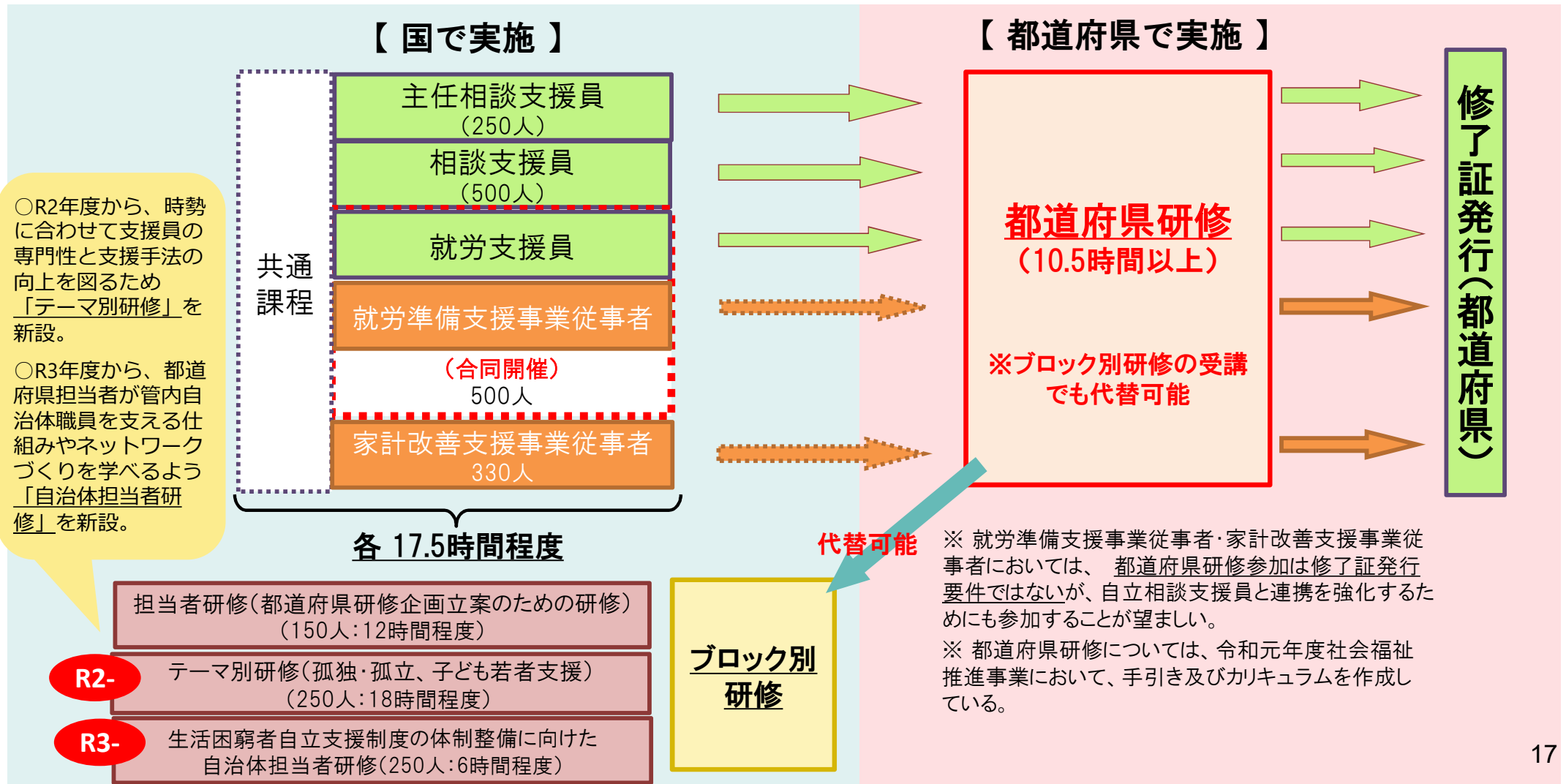
- 対象者
 - ・ これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ 初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。

修了証要件を満たすための都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
 - ・ 原則として、国研修(前期研修)を修了した者が対象
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていことから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員(生活保護、障害、介護、地域共生等)、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。
- 研修の実施方法
 - ・ 参加型研修の形式を取り入れること
 - ・ 研修企画チームをつくり企画・立案すること
 - ・ 制度の理念と基本姿勢を伝えること

現行の研修体系

- 国研修は、共通課程と職種別の研修から構成され、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県より修了証が発行される（資格要件ではない）。
 - ※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではない。
- この他、国においては、都道府県職員を対象とした「都道府県研修企画立案のための研修」や、行政職員や支援者を対象とした「テーマ別研修」、「体制整備に向けた自治体担当者研修」を実施している。



国研修（前期研修）の実施状況

相談支援員、就労支援員・就労準備事業従事者、家計改善支援事業従事者は、修了者数累計が支援員数を下回っている（※）。

受講状況

事業名	職種 (研修日数)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		修了者数 (H26~R 元年度累 計)	【参考】 支援員数 (令和元年)
		計画 (修了者数)	実施 方法	計画 (修了者数)	実施 方法	計画 (修了者数)	実施 方法		
自立相談 支援事業	主任相談 支援員 (17.5時間)	240名 (202名)	集合	240名 (283名)	オンラ イン	240名 (239名)	オンラ イン	1320名	1223名
	相談 支援員 (17.5時間)	480名 (358名)	集合	480名 (656名)	オンラ イン	480名 (531名)	オンラ イン	2037名	< 2858名
	就労 支援員 (17.5時間)	240名 (188名)	集合	480名 (469名)	オンラ イン	480名 (472名)	オンラ イン	1838名	< 1848名
就労準備 支援事業	事業 従事者 (就労支援 員と合同)	120名 (140名)	集合	就労支援員と合同		就労支援員と合同		1259名	
家計改善 支援事業	事業 従事者 (17.5時間)	240名 (215名)	集合	240名 (263名)	オンラ イン	330名 (326名)	オンラ イン	940名	< 950名

- 特に集合型研修においては、参加人数に上限があるため、都道府県によっては受講できない方が毎年生じており（※）、受講枠を増やしてほしいといった意見が出ている。
- また、実施方法については、コロナ禍でオンラインによる開催を余儀なくされたが、受講希望者が増えるといったメリットがあることもわかった。
- 研修の質の担保・向上に努めつつ、全ての支援員が受講できる体制を確保することが重要。

自治体の声

- ・ 受講枠を増やしてほしい。（毎年国研修に参加できない人がいる。受講枠に合わせて毎年希望者から受講できる人を都道府県内で調整している）。
- ・ オンライン研修だと旅費交通費がかからないので受講希望者が増える。

（※）人事異動等もあるため単純な比較はできないが、令和元年度の支援員数と修了者数を比較すると、相談支援員や就労支援員については修了者数が相当数少なくなっており、受講枠が不足しているものと想定。

都道府県研修（後期研修）の実施状況

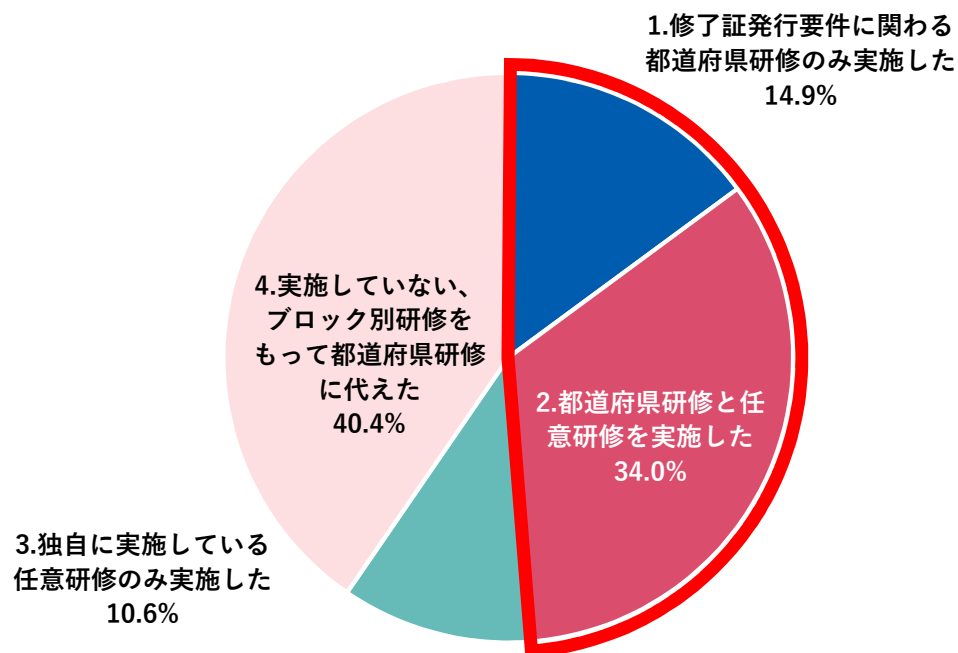
- 令和2年度においては、約49%の都道府県が修了証発行要件（※）に関わる都道府県研修を実施した一方、新型コロナウイルスの影響により、ブロック別研修で代替した都道府県も見られた。
- 令和3年度においては、約57%の都道府県が修了証発行要件に関わる都道府県研修を実施している（予定を含む）。

（※）修了証を発行するためには、以下①～④の全ての要件を満たす必要がある。

- ① 参加型研修の形式を取り入れること、② 研修企画チームをつくり企画・立案すること、
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること、④ 開催時間は計10.5時間以上とすること

令和2年度の実施状況

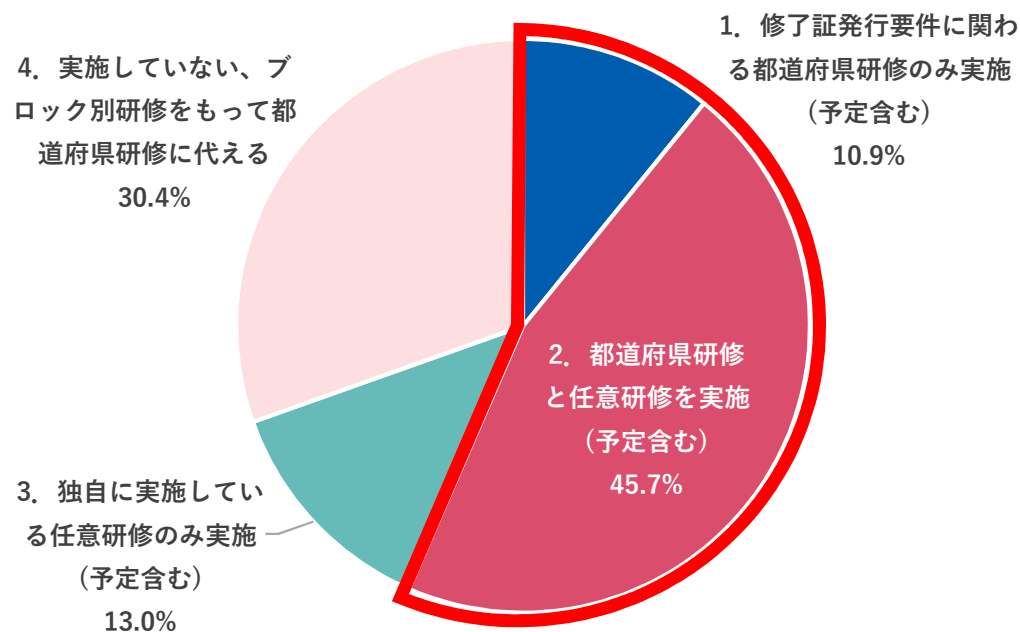
n=47



48.9%が修了証発行要件となる都道府県研修を実施

令和3年度の実施状況

n=46



56.6%が修了証発行要件となる都道府県研修を実施予定

(参考) 他制度における人材養成研修との比較

	介護支援専門員 (介護保険法)	相談支援専門員 (障害者総合支援法)	生活保護法施行 関係の従事者	消費生活相談員 (消費者安全法)	自立相談支援員 等(困窮者法)
従事要件	一定の実務経験を有する者が介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、当該研修を修了後に都道府県に登録の申請を行い、介護支援専門員として登録後に、介護支援専門員証の交付を受ける(法律)。	一定の実務経験を有し、かつ、相談支援従事者初任者研修を受講し、修了証の交付を受ける(省令・告示)。	査察指導員及びケースワーカーは、社会福祉主事でない(社会福祉法第15条)。	登録試験機関が実施する消費生活相談資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると首長が認める者(法律)。	国研修を受講し、修了証の交付を受ける(実施要綱)。
	介護支援専門員、相談支援専門員は、初任者だけでなく、実務経験のある者を対象とした研修についても実施。			※ 研修は業務内容の変化等に適応するためのもので、従事要件とは基本的には無関係。	
研修体系	実務研修、再研修、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修。	初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員研修、任意の専門コース別研修。	ケースワーカー、就労支援員、査察指導員の別に実施。	(独)国民生活センターや都道府県・市町村等において、現任者等を対象とした研修を実施。	事業・職種に応じ5種類
主体	都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関	都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関	国・都道府県・保護の実施機関	(独)国民生活センター・都道府県・市町村等	国・都道府県
実施規模	研修により、国や自治体など実施主体は様々。 実務研修 4,915人 (令和元年度受講者数)	初任者8,586人・現任者6,309人・主任366人 (H31年度修了者数)	国が実施する研修: ケースワーカー:約300人 就労支援員:約200人 査察指導員:約300人 日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者等:約200人 (いずれも受講定員数)	都道府県・市町村で働く消費生活相談員 3,335人 (令和3年4月1日現在) 消費生活相談員等が研修に参加している都道府県・市町村数 1,153自治体 (令和2年度実績、全1,796自治体)	(前々ページのとおり)
備考		上記研修を企画・運営する「指導者」の養成研修を国において実施。	都道府県等においても別途研修を実施(内容は各都道府県等において設定)。		

沖縄県の取組（都道府県研修）

- 沖縄県では、令和元年に編成した研修企画チームが企画・立案を行い、都道府県研修を実施している。

研修企画チームの立ち上げ

- 研修の主体が県に移行されることを受け、従来より県内自立相談支援機関の連携強化のため開催していた連絡会のメンバーを中心に、研修企画チームを立ち上げ。
- 企画チームの発足により、自立相談支援機関の横連携、支援員の要望に応じた研修の開催、支援員同士の交流ができ、全体の支援の底上げ、横断的な課題の解決につながっている。

研修企画チームの運営

主メンバー	沖縄県（生活困窮者自立支援事業（研修）委託事業者含む）
準メンバー	那覇市、沖縄県社会福祉協議会
その他	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市

- ☆主・準メンバーは毎年度参画、その他の自治体は3自治体ごとに持ち回りで対応
- ☆企画チームは年度をまたいで参画し、新旧の企画チームで翌年度の実施方針について意見交換

任期	R元上半期	R元下半期	R2上半期	R2下半期
旧企画チーム	■	■		
新企画チーム		■	■	■

○新旧企画チームの重複期間

- ・反省点や姿勢の引き継ぎ
- ・新旧のメンバーとのつながり

都道府県研修の継続・横断的課題の解決

取組状況

～企画チームによる研修内容の検討～

コロナ禍での支援について学びたい

支援する側が孤立しないよう支援したい

意見交換、事例共有をしたい

集合型の研修は難しい？小規模での分散開催や、オンライン開催を検討すべき？



～研修の開催方法の決定～

小規模かつオンラインと集合型の併用

（県外講師 ⇄ 1か所の集合会場、県内講師 ⇄ 複数の集合会場等）



オンラインで3地点を中継

～研修カリキュラム～

講義	時間（分）
実務者研修 「コロナ禍で変わる／変わらない自立支援の姿とは」	240
圏域別研修 相談援助職における「記録」の書き方について	180
テーマ別研修 クレーム対応研修	360

※講師については、学識者や民間企業に依頼

特に御議論いただきたい事項

特に御議論いただきたい事項

自治体支援について

- 都道府県には、基礎自治体の支援をバックアップする等の役割が期待されているところ、例えば、支援員向けスーパーバイズを含む市域を越えたネットワークづくりや、社会資源の広域的な開拓など、都道府県による市町村支援の取組を進める方策についてどのように考えるか。
その際、事業実施に向けたノウハウの伝達等を目的とする自治体コンサルティングの活用や、民間組織等を中心とした支援現場の取組を支援する広域的なネットワークとの連携についてどのように考えるか。
- 特に人員体制や人材の確保に困難を抱える町村部を含めた小規模自治体に対して、安定的に事業を実施するための支援の方策についてどのように考えるか。

人材養成研修等について

- 生活困窮者自立支援制度の理念を踏まえた専門的な支援を行うための研修のあり方についてどのように考えるか。
- 人材養成研修における、国と都道府県のそれぞれの役割についてどのように考えるか。
- 現行の研修体系においては、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の支援員・従事者のうち、主に初任者を対象とした研修が実施されているが、現任者を対象とした支援の質の向上のための階層別研修の必要性についてどのように考えるか。
また、現在研修を実施していない一時生活支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の支援員・従事者に対する研修も必要ではないか。

2. 生活保護制度

(1) 支援を担う体制作り

都道府県の役割（制度上の位置づけ等）

生活保護法では、都道府県は、福祉事務所を設置していない町村部において、保護の実施機関として自ら保護の実施に当たるほか、様々な役割を担っている。平成30年改正では、都道府県の援助に関する規定が創設された。

都道府県の主な役割

- (1) 市町村長の行う事務に関する事務監査（第23条）
- (2) 保護施設の認可・指導監督等（第41条等）
- (3) 医療機関等の指定・指導等（第49条等）
- (4) 審査請求等（第64条等）
- (5) 市町村長の保護等に関する事務の適正な実施のために必要な助言その他の援助の実施（第81条の2）

○その他、法令上の規定はないが、ケースワーカーや査察指導員に対する研修等も行っている。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（抄）（H29.12.15）

- ・ 生活保護制度についても、就労支援事業や医療扶助に関する業務など、市町村圏域を超えた人の動きがあるほか、地域資源が不十分な地域などでは、複数の自治体で事業を実施することが効率的な場合もある。こうした場合に、都道府県が、事業の広域実施に向けた総合調整や助言等を行うことが効果的・効率的であると考えられる。

都道府県の援助に関する規定（平成30年改正）

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

町村の役割（制度上の位置づけ等）

生活保護法上、福祉事務所を設置する町村は、保護の実施機関として自ら保護の実施に当たる。また、福祉事務所を設置していない町村も、都道府県が設置する郡部福祉事務所による保護の実施について協力することになっている。

町村の役割に関する規定

（実施機関）

第十九条 （略）都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。（略）

6 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。

7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。
- 二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取った場合において、これを保護の実施機関に送付すること。
- 三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。
- 四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

※福祉事務所設置町村数：46町村（令和4年4月1日現在）

事業要旨

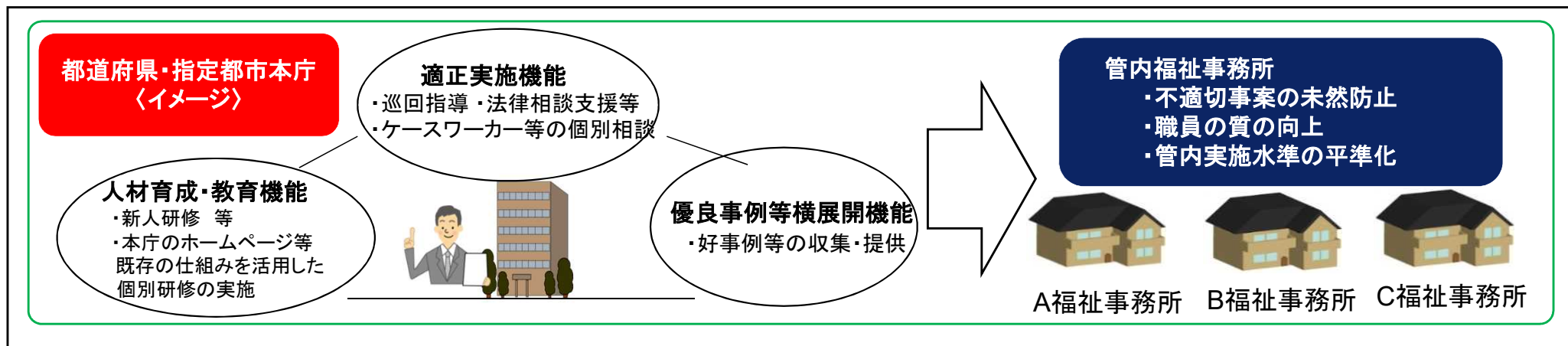
- 都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や、人材育成等の取り組みを実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図る。

現状と課題

- 国民が直面する生活課題は、様々な分野の課題が絡み合って複雑化しており、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする者に対して、これまで以上に支援の充実が求められている。
- 一方、生活保護を担当するケースワーカーの数は、着実に増配置(5年間で約2,000人の増)が図られ、量的な面では充実が図られてきたが、依然としてケースワーカーの業務負担は大きい状況である。
- また、職員の増配置や広い業務範囲での人事異動等により、経験の浅いケースワーカーが増加する傾向となっており、保護受給者への適切な支援・助言を行うことが困難な状況となっている。
- 一部の実施機関においては、生活保護関係職員による不適切な事案が発生しており、福祉事務所における保護の実施水準及び職員の質の確保は喫緊の課題となっている。

事業概要

- 1 実施主体 都道府県、指定都市
- 2 事業内容
都道府県等が実施する、以下の機能を強化するための事業に対して補助を行う。
①適正実施機能(巡回指導)
②人材育成・教育機能(研修事業)
③優良事例等横展開機能
- 3 補助率 3/4(事業の全部又は一部を委託可)
- 4 国庫補助標準額(1自治体あたり)
7,500千円



<参考:生活保護法(抄)>

第81条の2(都道府県の援助等) 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

現状と基本的な方向 (抄)

- 医療扶助に関してはガバナンス強化の必要性が指摘されているところ、都道府県によるデータに基づく適正化方策の推進により、管内自治体等への関与を強化していく必要がある。
- その際、都道府県による、管内における被保護者健康管理支援事業や医療扶助の実施状況に係る情報の収集・分析等を通じた管内自治体や指定医療機関に対する助言・指導等の効果的な実施や、その際の専門的・技術的な支援等を行う機関の設置など、都道府県による実効的な支援方策を検討する必要がある。

具体的な議論 (抄)

- 福祉事務所においては医療の専門知識を有していないため、医療扶助の適正化のために医療機関に対するアプローチを行うことが難しく、都道府県により、管内市町村の医療扶助に関するデータ分析や、指定医療機関に対する指導の実施等の、後方支援を行うことが必要であるという意見があった。具体的には、医療扶助の適正な実施や被保護者の健康管理支援を計画的に推進するために、取組指標の設定等による見える化を行うとともに、それを基に都道府県が管内市町村の取組状況を把握し、助言等を行うことが考えられる。
- また、都道府県等は、指定医療機関に対する指定権限を有しているが、データ分析や医療機関への指導等に必要となる専門知識が不足していることから、自治体や医療関係者等から構成される第三者機関を都道府県等に設置し、専門的・技術的なサポートを行う体制が有効と考えられる。

生活保護における居住地特例について

趣旨

- 生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、被保護者の居住地又は現在地を所管する実施機関（福祉事務所）が保護の実施責任を負うのが原則。
- 一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を講じている。

居住地特例が適用される施設の例

施設の種類	生活保護の居住地特例	(参考)介護保険の 住所地特例
救護施設、更生施設	○	—
無料低額宿泊所	×	—
日常生活支援住居施設	○	—
障害者支援施設	○	—
特別養護老人ホーム	○ (※3)	○ (※1)
有料老人ホーム、軽費老人ホーム		
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者 (※2)	○ (※1)	○ (※1)
特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者 (※2)	×	○ (※1)
サービス付き高齢者住宅 (有料老人ホームに該当しないもの)	×	×
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	×	×

※1 定員29名以下の地域密着型の施設は住所地特例(介護保険)、居住地特例(生活保護)の対象外。

※2 特定施設: 有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームであって、地域密着型特定施設でないもの

※3 介護老人福祉施設に施設介護を委託する場合は、地域密着型施設は居住地特例の対象外。特別養護老人ホームに措置入所する場合は定員の多寡を問わず対象。

8. 生活保護費の適正支給の確保策等について

具体的な議論（抄）

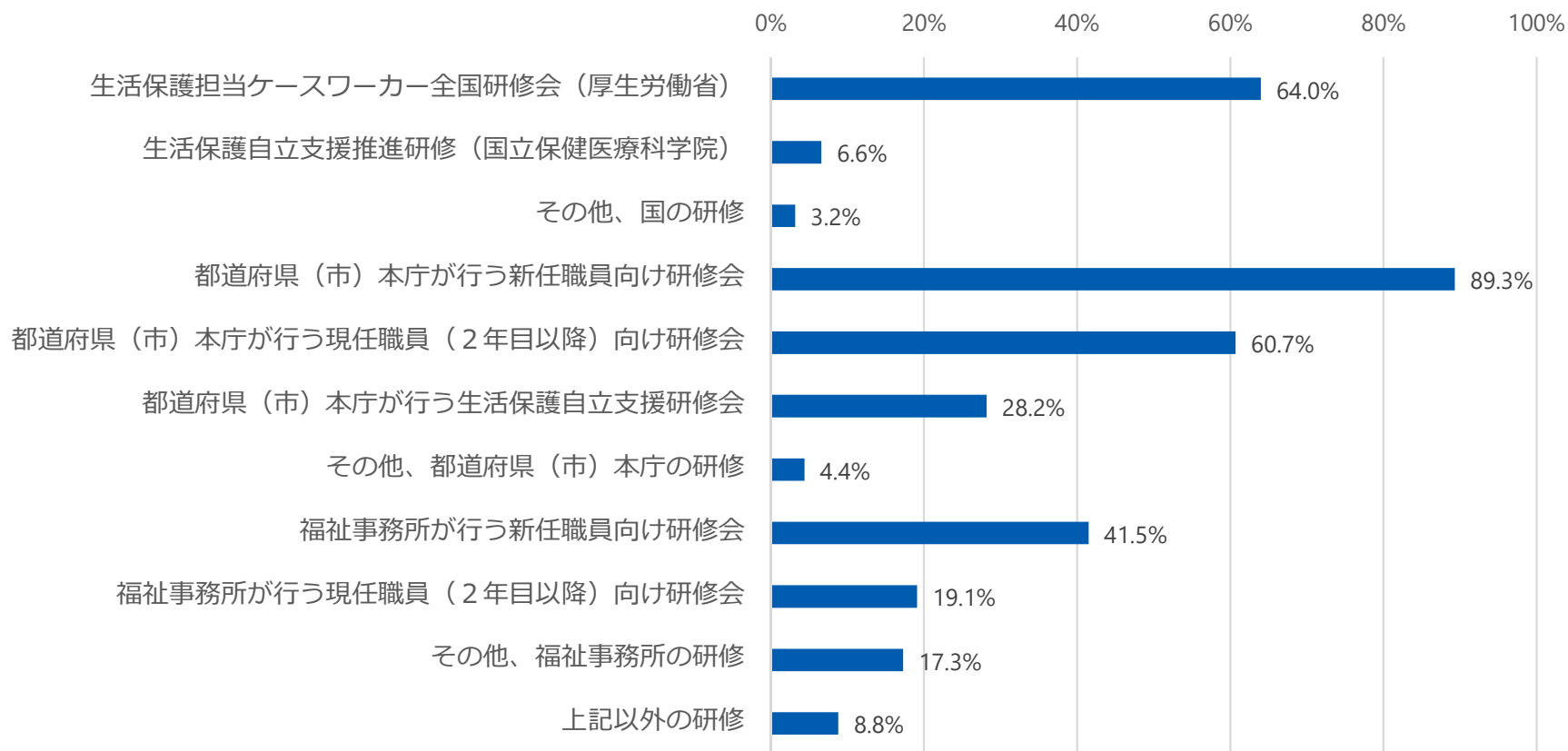
- 平成30年の法改正において、居住地特例の対象として、新たに特定施設入居者生活介護を行う特定施設を追加したところ。この範囲を拡大した場合には、遠方の施設に入所した際の訪問調査の負担も課題になるところではあるが、地域間の公平な負担の観点、実務を行う上でのわかりやすさの観点から、基本的には、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体に拡大することが適当という意見があった。

(2) 人材養成研修のあり方

職員の業務遂行能力を高めるために活用している研修機会 (福祉事務所長向けアンケート)

職員の研修機会として、都道府県（市）本庁が実施する新任職員・現任職員向け研修会や、厚生労働省の生活保護担当ケースワーカー全国研修会を活用している割合が高い。

職員の業務遂行能力を高めるために活用している研修機会 (n=873)



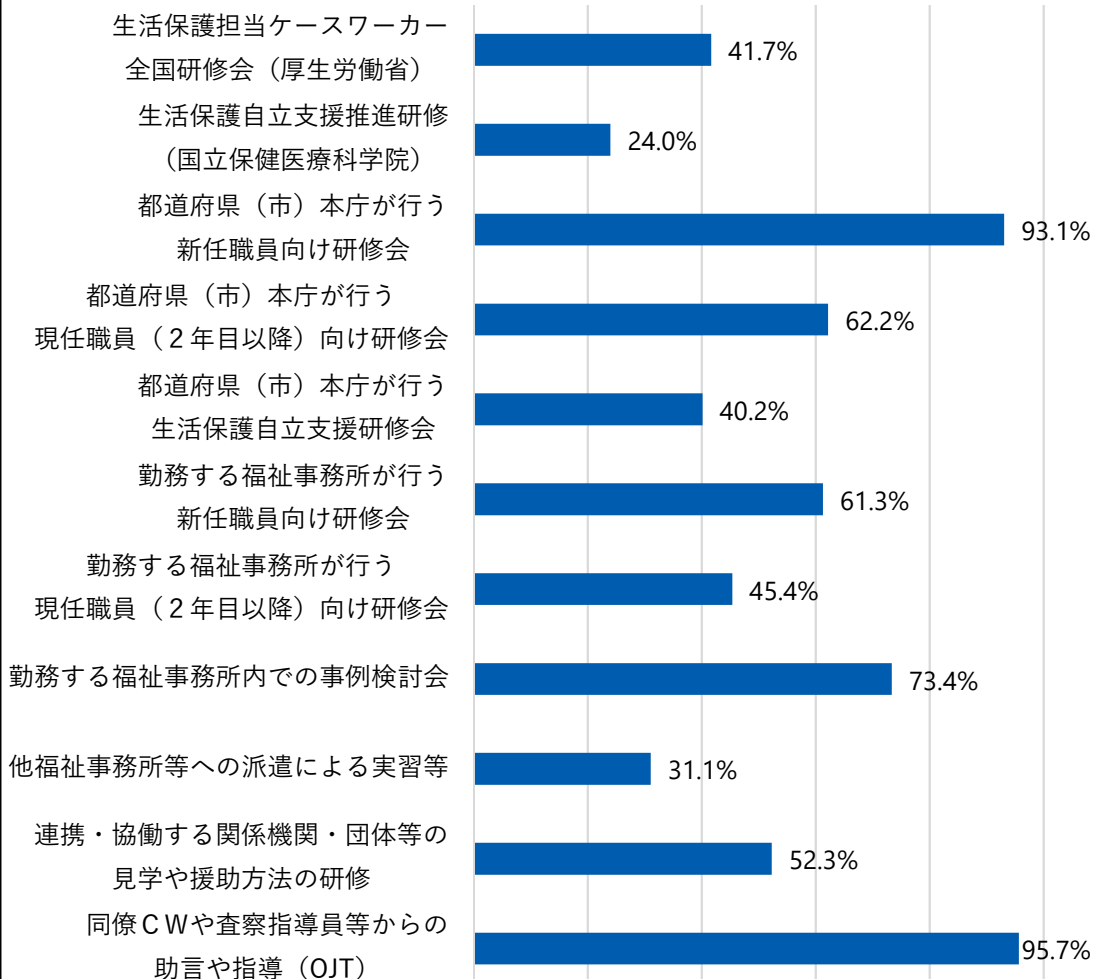
※ 平成29年度社会福祉推進事業「自治体の社会福祉行政職員の業務や役割及び組織体制等の実態に関する調査研究事業」（日本総合研究所）報告書より抜粋

各種研修機会への参加状況 (現業員及び査察指導員向けアンケート)

各種研修への参加状況をみると、都道府県（市）本庁が行う研修会や福祉事務所内での研修会への参加率が高い。

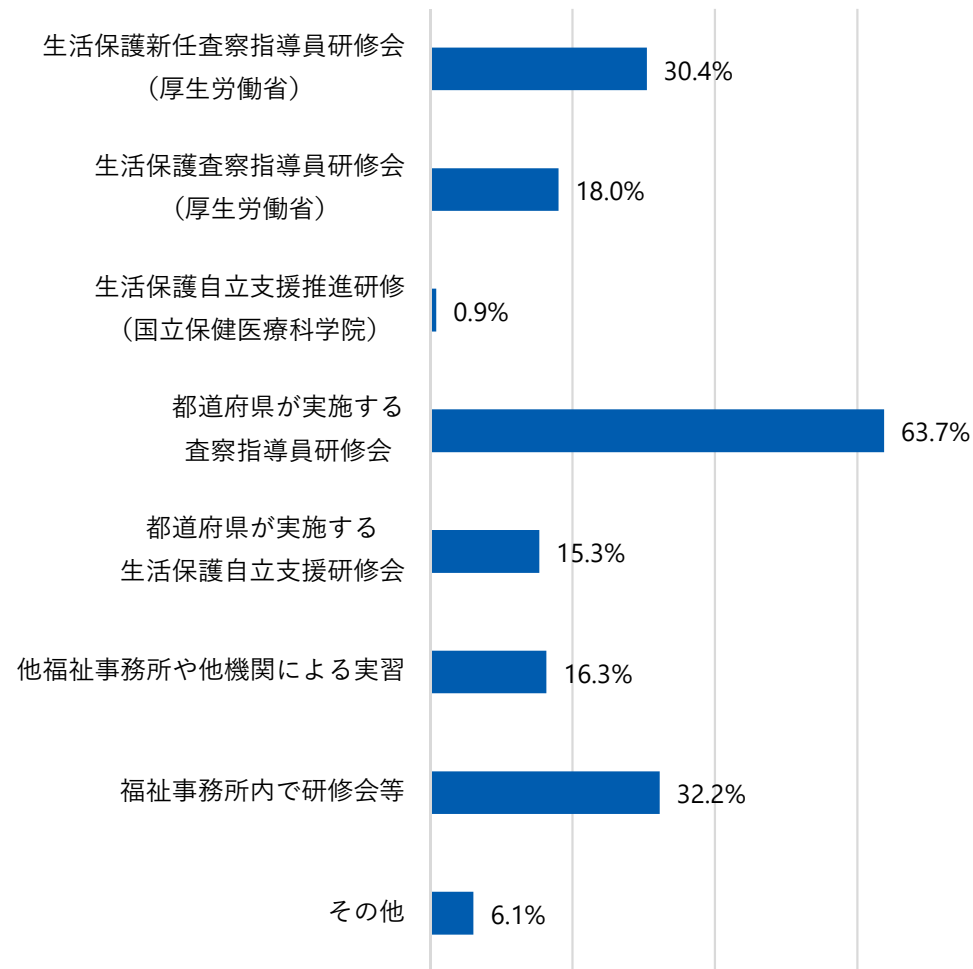
各種研修の受講者割合（現業員） (n=2,507)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



各種研修の受講者割合（査察指導員） (n=958)

0% 20% 40% 60% 80%



現業員育成において重視していること・課題 (福祉事務所長向けアンケート)

現業員の育成において重視していることとして、「寄り添い、受容・傾聴、信頼関係づくり、権利の尊重」や「他法他施策も含む知識の習得」「報連相、相談しやすい組織、情報共有、指導体制」などが指摘された。一方で、現業員育成における課題としては、「業務が忙しく育成する時間がない」「人事異動」「モチベーションの維持、メンタル関連」などが指摘された。

図表 3-29 現業員育成において重視していること

集計カテゴリ(回答内容から作成：複数回答) (n=649)	回答数	割合
<援助の原則>		
寄り添い、受容・傾聴、信頼関係づくり、権利の尊重	70	11%
法令順守、根拠の明確化	55	8%
公平、公正、客観性	14	2%
個人情報の取扱い、守秘義務	7	1%
<援助技術>		
援助技術向上、適切な援助支援力	83	13%
コミュニケーション力、説明力、面談技能	43	7%
訪問調査、ケース記録の書き方	29	4%
事務処理力	23	4%
他法他施策も含む知識の取得	94	14%
他法他施策との連携・活用、交流	21	3%
<業務への取り組み方、その他>		
報連相、相談しやすい組織、情報共有、指導体制	155	24%
メンタルケア、抱え込まない	73	11%
多種多様な経験を積ませる、現場主義	30	5%
考える力、目的意識、自己管理能力	19	3%
積極性、モチベーション、やりがい	20	3%
現業員の資質・援助方策の均一性	5	1%
資格の取得	5	1%
OJT	51	8%
研修	45	7%
その他	51	8%

図表 3-30 現業員育成における課題

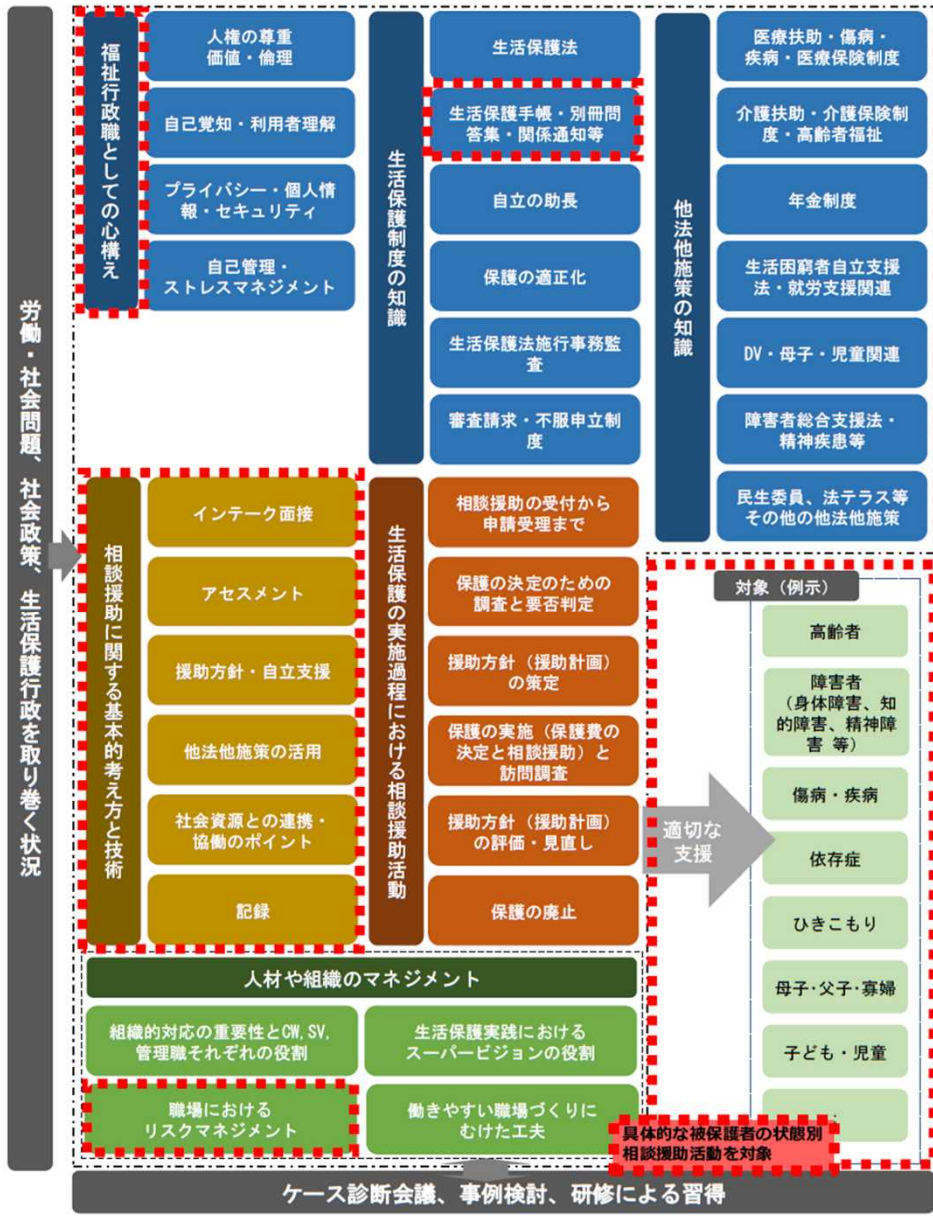
(n=873)

集計カテゴリ(回答内容から作成：複数回答) (n=386)		回答数	割合
課題	業務が忙しく育成する時間がない	76	20%
	モチベーションの維持、メンタル関連	36	9%
	所内研修、育成体制	26	7%
	人事異動関連	48	12%
	育成には時間が必要	12	3%
	新卒、若手職員、新任者への教育	22	6%
	個人の資質、意識	13	3%
	ベテランがいない、指導員不足	28	7%
	個別的・具体的な能力育成への課題	35	9%
	小規模団体による弊害	5	1%
	その他	29	8%
要望	標準数の見直し	18	5%
	研修、交流会の増加	55	14%
	その他	25	6%

生活保護担当職員向けの研修教材について

例えば、都道府県や福祉事務所での研修に資するよう、主に新任ケースワーカー向けの研修教材を作成（平成30年度社会福祉推進事業）。

生活保護実践に係る知識や技術等の体系イメージ



作成した研修教材

No.	研修教材	研修の目的・学び
No.1	生活保護制度の意義と支援者の心構え	・生活保護制度の目的および意義を理解する ・支援者(公務員・福祉行政職として)の心構えを理解する ・生活保護実践に必要な基本姿勢を学ぶ ・生活保護受給者の状態像を理解する
No.2	生活保護手帳の使い方	・「生活保護手帳」「別冊問答集」の位置づけ・構成を理解する ・「生活保護手帳」「別冊問答集」を利用する際の留意点を理解する ・調べてもわからない場合の対処方法を学ぶ
No.3	生活保護業務における面接相談	・面接相談の目的および意義を理解する ・生活保護業務の特性を踏まえたうえで面接相談のポイントを理解する ・面接相談の技術を習得する
No.4	訪問調査	・訪問調査の目的および意義を理解する ・訪問調査において確認すべきことを理解する ・訪問調査をよりよいものにするためのポイントを理解する
No.5	援助方針策定と課題分析(アセスメント)	・「援助方針」と「援助方針策定」とは何か確認する ・ストレングス視点を理解する ・援助方針策定のポイントを理解する
No.6	社会資源との連携・協働	・社会資源との連携・協働の目的および意義を理解する ・社会資源との連携・協働におけるポイントを理解する
No.7	ケース記録の書き方	・ケース記録の目的および意義を理解する ・ケース記録に記載する事項を理解する ・ケース記録作成におけるポイントを理解する
No.8	精神疾患を有する方への支援	・精神疾患についての基本的な知識を理解する ・精神疾患を有する方への支援における基本姿勢を理解する ・精神疾患を有する方への支援におけるポイントを理解する
No.9	認知症高齢者への支援	・高齢者の現状について理解する ・認知症の状態像を理解する ・認知症高齢者への支援にあたってのポイントを理解する
No.10	アルコール依存症の方への支援	・アルコール依存症の状態像を理解する ・アルコール依存症の生活課題を理解する ・アルコール依存症の方への支援にあたってのポイントを理解する
No.11	ひきこもりの方への支援	・ひきこもりの状態像を理解する ・ひきこもりの方の支援のための主な関係者や機関を理解する ・ひきこもりの方の支援にあたってのポイントを理解する
No.12	子どものいる世帯への支援	・子どものいる世帯がおかれている現状を理解する ・子どもに着目した支援のポイントを理解する ・ひとり親世帯に着目した支援のポイントを理解する
No.13	生活保護におけるリスクマネジメント	・生活保護業務におけるリスクとリスクマネジメントの考え方を理解する ・リスク発生時の対応の必要性を理解し具体的な方法を検討する ・ストレスマネジメントの必要性とその方法を理解する
参考	振り返りをやってみよう	・経験したことを参加者同士で語り、共有する(学び合い、伝え合い)ことで学びを深め、組織全体のレベルアップを図る

※ 平成30年度社会福祉推進事業「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」（日本総合研究所）研修教材の説明書より抜粋

6. 居住支援について

(1) 保護施設について② (抄)

具体的な議論

- ・ 救護施設等保護施設については、精神障害者や依存症の対応が難しいケースなど多様な支援が求められ、より専門性の高いスキルが必要になってきているが、研修の機会もあまりない状況のため、全国単位の課題別の研修や事例研修の機会があるとよい。

(2) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設等について② (抄)

具体的な議論

(日常生活支援住居施設について)

- ・ 日常生活支援住居施設について、自ずとその必要性についての認識も高まっていく中で研修は必要であり、その際、都道府県が果たすべき役割も大きい。

日常生活支援住居施設管理者等資質向上研修費

【令和4年度予算】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
※ オンラインによる開催も検討

研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

- （参考）
- 令和2年度
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施
基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）
基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）
応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）
※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表
 - 令和3年度
日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）
1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00
2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30
令和4年1月21日（金）10:30～17:30



研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
 - 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかもま入居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
 - 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
 - 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会 常務理事）
 - 委員 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
 - 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
 - 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
 - 委員 菅野 拓（京都経済短期大学講師）
 - 委員 今井誠二（尚絅学院大学人文社会学群教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
 - 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））
- （注）肩書きは令和2年時点

特に御議論いただきたい事項

特にご議論いただきたい点

(都道府県及び町村の役割のあり方等)

- 福祉事務所が行う保護の実施（医療扶助等）や各種給付金の支給事務、各種事業の実施に関して、都道府県は具体的にどのような援助を行うことが必要と考えられるか。
- 福祉事務所を設置していない町村では、都道府県の郡部福祉事務所が保護の実施主体となっているが、こうした地域における町村の役割をどのように考えるか。
- 平成30年の法改正で、居住地特例の対象として、新たに特定施設入居者生活介護を行う特定施設を追加した。この点について、地域間の公平な負担の観点、実務を行う上でのわかりやすさの観点を踏まえると、遠方の施設に入所した際の訪問調査の負担が課題にはなるものの、基本的には、介護保険制度の住所地特例の対象範囲と平仄を合わせて、対象範囲を特定施設入所者全体にまで更に拡大することが適切と考えられるのではないか。

(人材養成研修のあり方)

- ケースワーカーのレベルアップを通じて業務の質と効率を高めるためには、研修等の充実を図ることが有効と考えられるが、具体的にどのような取組を実施することが必要と考えられるか。
- 救護施設や日常生活支援住居施設等におけるそれぞれの施設の特性に応じた支援の質の向上を図るため、具体的にどのような取組が必要と考えられるか。

参考資料



都道府県による取組事例①（広域実施）

- 都道府県による市町村への支援については、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正により第10条が新設され、任意事業の実施促進についても、都道府県で取組が進んでいる事例がみられる。

課題・取組事例

- 県内でも事業に対して、支援ニーズの大小や、事業内容の理解度等で差があり、県民の間で不公平感が生じている。
- 特に小規模自治体では、事務負担が大きいなど、事業実施に対するハードルが高い。

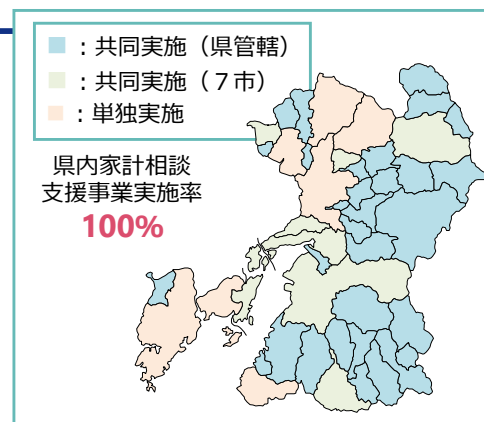
熊本県

県を中心とした広域実施体制の構築

- 県内全ての市町村で事業を実施することとなり、県民が熊本県のどこに住んでいても事業を気軽に受けられるようになった。
- 県が事業をとりまとめることによって、各市が事業に対して共通理解の元で展開できるようになった。
- 契約事務を一本化することで、各市の事務及び経費の軽減が図られるようになった。



県が主導で
共同実施を実現



実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が企画コンペにより選定した事業者へ委託 ・ 熊本県（県管轄の23町・8村）と7市の共同実施 ・ 共同実施自治体の人口683,331人
委託選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノウハウを持つ法人 ・ 専門の支援員を配置し ・ 県下全域で事業を実施できる法人に委託する。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業委託にて実施。 ・ 支援員を県北・県南のそれぞれの区域に拠点を置く。 ・ 共同実施分は、支援員を常勤換算で7名以上、各区区内に偏りが生じないように配置。

行程	時期	内容
①	9月	県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査。
②		2回目の意向調査を踏まえて、翌年度の委託予定額（概算）を算定。共同実施予定の市へ予算額（案）を諮る。
③	12月	共同実施予定の市へ翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。
④		12月補正予算で翌年度委託料（単年契約）の債務負担行為の設定を行う。
⑤		③を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱改正。
⑥		共同実施予定の市から、事業の同意を受け付け。
⑦	1～3月	企画コンペ方式により翌年度の委託業者の選定を実施。
⑧	2～3月	共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結。
⑨	3月	翌年度の業務委託について委託業者と契約締結。併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示。（国庫補助申請の際にはこの額が反映）
⑩	4～3月	事業実施
⑪	3月末	委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定。この額に基づき、共同実施の各市に対し、負担金を請求する。

都道府県による取組事例②（社会資源の開拓）

- 都道府県のなかには、「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」を活用し、就労体験や訓練受入先の開拓や県内市町村の広域調整に取り組む事例がみられる。

課題・取組事例

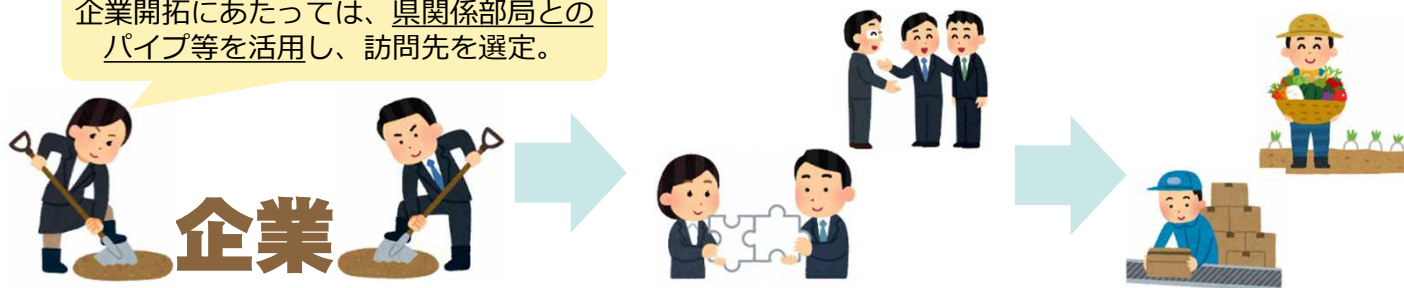
- 就労準備支援事業や認定就労訓練事業としての就労体験や訓練受入先の開拓が進まない。
- 対象のエリアが広く、県内市町間の移動に時間やコストがかかる。また、市町村間の調整業務に従事させる職員がいない。

岐阜県

企業開拓員による開拓・市町村間調整

- 企業開拓員を2人設置し、就労準備支援事業における就労体験・見学の場を開拓するため、
 - ・ 就労体験や就労訓練等を行う受入先（協力企業・事業所等）の確保・開拓
 - ・ ひきこもり等の長期間就労していない人を積極的に受け入れる方針を示す協力企業等の情報収集
 - ・ 集約した協力企業等の情報を市町村に提供し、希望に応じた企業等とのマッチング
 - ・ 自立相談支援機関、ハローワーク等の関係機関との連携、地域の関係機関・団体とのネットワーク構築などを実施。
- 2人で企業開拓と市町村間調整に係る業務に従事させることで、管内市町村からの問い合わせ等にも対応し、効果的に就労体験・訓練先を開拓・マッチングの効果を促進。
- 相談者のニーズに的確に対応するため、企業開拓員と就労準備支援員との連携を密にし、エリアごとの相談者にワンストップで相談業務から就労体験までを実施している。

企業開拓にあたっては、県関係部局とのパイプ等を活用し、訪問先を選定。



実績（令和2年4月～令和3年10月末）

就労体験・就労体験の受入先への事業所訪問数（電話等含む）	620件
就労体験・就労体験の受入先の開拓事業所数	164件
協力企業と市町村や利用者とのマッチング数	15件

都道府県による取組事例③（支援員を支えるネットワークづくり）

静岡県・自立相談支援員を支えるネットワーク構築事業（静岡市清水医師会への委託）

○ 目的

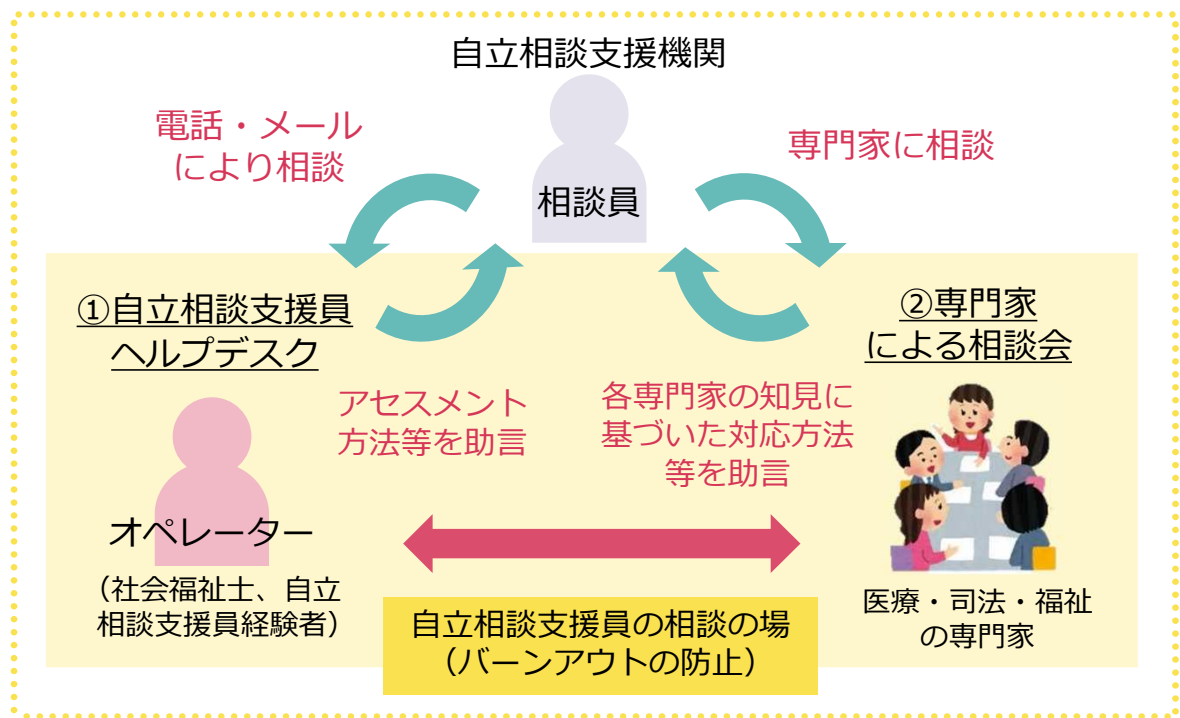
自立相談支援員等の「燃え尽き症候群（バーンアウト）」を防ぐため、支援員等を支える相談・助言体制を構築する。

○ 支援対象者

県内の自立相談支援事業に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等（任意事業の従事者も含む。）

○ 支援員の問題

- ① 相談内容・方法に悩んだ時に相談できる仕組みがない。
- ② 多機関連携（法律・医療・福祉等）ができず、十分な支援ができない。



その他の事例

- 管内区市の自立相談支援機関を対象に「支援者専用相談ライン」を設置し、支援員からの電話相談に対応。支援手法への助言や社会資源の情報提供等の従事者支援を行っている。【東京都】
- 管内の自治体における困難事例に対して、助言・支援・サポート（支援調整会議への出席、相談者との面談の同席、ケース相談、ケース以外の助言等）を実施している。【京都府】
- 自立相談支援機関が抱えている具体的な困難事例について、電話・訪問による相談対応を実施したり、各機関での支援の実施状況や課題等の共有・意見交換を行う生活困窮者自立支援推進会議を開催している（毎年1回程度、圏域ごとに開催）。【鳥取県】